

第4回太良町議会（定例会第3回）

令和4年9月5日～9月16日

議案

令和4年第4回太良町議会（定例会第3回）

会期（案）

会 期 12日間（9月5日～9月16日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘要
第1日	9.5	月	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議案一括上程・町長の提案理由の説明 委員長報告 特別委員会の設置及び付託並びに選任
第2日	9.6	火	本会議	9時30分	一般質問
第3日	9.7	水	本会議	9時30分	一般質問
第4日	9.8	木	（議案調査）		
第5日	9.9	金	委員会	9時30分	決算審査特別委員会
第6日	9.10	土	休会	—	
第7日	9.11	日	休会	—	
第8日	9.12	月	委員会	9時30分	決算審査特別委員会
第9日	9.13	火	委員会	9時30分	決算審査特別委員会
第10日	9.14	水	（議案調査）		
第11日	9.15	木	（議案調査）		
第12日	9.16	金	本会議	9時30分	委員長報告 議案審議・討論・採決・閉会

令和4年第4回太良町議会（定例会第3回）

議事日程第1号

第1日目

9月5日（月）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議案一括上程 町長提案 報告第5号 議案第34号～議案第50号 町長の提案理由の説明
日程第 5	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査） 経済建設常任委員会（行政視察）
日程第 6	決算審査特別委員会の設置及び付託並びに選任について

提出議案目録

- 報告第 5号 令和3年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第34号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第35号 太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 令和3年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第38号 令和3年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第39号 令和3年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第40号 令和3年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 令和3年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第42号 令和3年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第43号 令和3年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第44号 令和4年度太良町一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第45号 令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第46号 令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第47号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第48号 令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第49号 令和4年度太良町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 議案第50号 令和4年度町立太良病院事業会計補正予算(第1号)について

上記のとおり

令和4年9月5日

太良町長 永淵 孝幸

議員派遣の報告

令和4年9月5日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 令和4年度 市町村議会議員研修「自治体予算を考える」

- (1) 目的 行政とともに住民のための予算を作成するにあたり、必要な知識や視点を身につけ、議員としての資質向上に資する。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期間 令和4年8月18日～19日
- (4) 派遣議員 田川議員

2 令和4年度 佐賀県町村議会議員研修会

- (1) 目的 地方自治の振興と住民福祉の増進に寄与するため。
- (2) 派遣場所 ホテルマリターレ創世佐賀
- (3) 期間 令和4年8月30日
- (4) 派遣議員 坂口議長、江口副議長、久保議員、川下議員、田川議員、竹下議員、待永議員、松崎議員、西田議員、山口議員

報告第5号

令和3年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見書を付けて別紙のとおり報告する。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和3年度決算に 基づく比率	—	—	5.0	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※「—」は比率が算定されないことを表している。

2 資金不足比率

(単位：千円、%)

区 分	流 動 負債等 (1)	算 入 地方債 (2)	流 動 資産等 (3)	資金不足額 (1)+(2)- (3)=(4)	事業の 規 模 (5)	資金不 足比率 (4)/(5)
水道事業会計	3,395	0	162,256	△158,861	50,181	—
町立太良病院 事業会計	96,554	0	1,959,151	△1,862,597	929,555	—
簡易水道 特別会計	125,305	0	133,791	△8,486	57,638	—
漁業集落排水 特別会計	44,177	0	46,034	△1,857	6,998	—

※「—」は比率が算定されないことを表している。

議案第34号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

令和4年度太良町一般会計補正予算（第4号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年8月9日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

令和4年度太良町一般会計補正予算（第4号）

令和4年度太良町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,349,614千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰入金		1,460,700	1,700	1,462,400
	2. 基金繰入金	1,460,697	1,700	1,462,397
歳入	合計	8,347,914	1,700	8,349,614

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		613,567	1,700	615,267
	3. 中学校費	132,864	1,700	134,564
歳出	合計	8,347,914	1,700	8,349,614

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
18. 繰入金	1,460,700	1,700	1,462,400	
歳入合計	8,347,914	1,700	8,349,614	

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 国県支出金	定 財 源	
					地 方 債	そ の 他
10. 教育費	613,567	1,700	615,267		1,700	
歳 出 合 計	8,347,914	1,700	8,349,614		1,700	

2 歳入

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 財政調整基金繰入金	123,478	1,700	125,178	1. 財政調整基金繰入金	1,700	財政調整基金繰入金	
計	1,460,697	1,700	1,462,397				

3 歳 出

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債				その他	
2. 教育振興費	27,793	1,700	29,493			1,700	18. 負担金補助及び交付金	1,700	九州・全国大会出場補助金	
計	132,864	1,700	134,564			1,700				

議案第35号

太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年太良町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の太良町議会議員及び太良町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の期日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第36号

太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正を踏まえ、太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

別紙

太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町職員の育児休業等に関する条例(平成4年太良町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イ中「第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)」を「イ 次のいずれかに該当する非常勤職員」に改め、同号イの次に次のように加える。

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつ

ては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が、」に、「とき」を「場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第6号に掲げる事情に該当するときは、イ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「する」を「前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつて

は、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、」を「養育する非常勤職員が、」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条に次の1号を加える。

(6) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第18条第2号中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第20条第2項中「(令和元年太良町条例第15号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)」を削る。

附則第3項中「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」の次に「(昭和44年太良町条例第5号)」を、「太良町水道企業職員の給与の種類及び基準に

関する条例」の次に「(昭和46年太良町条例第16号)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

令和3年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度太良町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

太良町長 永淵孝幸

議案第38号

令和3年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第39号

令和3年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第40号

令和3年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第41号

令和3年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第23.3条第3項の規定により、
令和3年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を
付けて、議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第42号

令和3年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第43号

令和3年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算
の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、
令和3年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算を別紙監査委員の意見を
付けて、議会の認定に付する。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

議案第44号

令和4年度太良町一般会計補正予算（第5号）

令和4年度太良町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264,537千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,614,151千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金		2,600	215	2,815
	1. 地方特例交付金	2,600	215	2,815
10. 地方交付税		2,600,000	11,490	2,611,490
	1. 地方交付税	2,600,000	11,490	2,611,490
14. 国庫支出金		732,026	98,460	-830,486
	1. 国庫負担金	452,423	17,125	469,548
15. 県支出金		276,929	81,335	358,264
	2. 国庫補助金	543,660	15,264	558,924
18. 繰入金		272,001	15,264	287,265
	1. 特別会計繰入金	1,462,400	26,101	1,488,501
19. 繰越金		3	4,223	4,226
	1. 繰越金	1,462,397	21,878	1,484,275
		30,000	112,968	142,968
	1. 繰越金	30,000	112,968	142,968

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 諸収入		150,640	5,099	155,739
	5. 雑入	99,413	5,099	104,512
21. 町債		591,800	△5,060	586,740
	1. 町債	591,800	△5,060	586,740
歳入	合計	8,349,614	264,537	8,614,151

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		86,575	497	87,072
	1. 議会費	86,575	497	87,072
2. 総務費		2,484,606	41,823	2,526,429
	1. 総務管理費	2,319,109	42,218	2,361,327
	2. 徴税費	103,957	△308	103,649
	3. 戸籍住民基本台帳費	33,379	△87	33,292
3. 民生費		1,820,476	73,966	1,894,442
	1. 社会福祉費	1,219,140	27,242	1,246,382
	2. 児童福祉費	601,334	46,724	648,058
		814,778	29,054	843,832
4. 衛生費		546,778	29,390	576,168
	1. 保健衛生費	268,000	△336	267,664
6. 農林水産業費		637,010	36,348	673,358
	1. 農業費	359,655	29,338	388,993
	2. 林業費	200,469	△381	200,088
	3. 水産業費	76,886	7,391	84,277

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 商工費		334,710	19,300	354,010
	1. 商工費	334,710	19,300	354,010
8. 土木費		440,174	36,424	476,598
	1. 土木管理費	37,409	△3,437	33,972
	2. 道路橋梁費	337,507	39,861	377,368
9. 消防費		519,199	5,239	524,438
	1. 消防費	519,199	5,239	524,438
10. 教育費		615,267	21,886	637,153
	1. 教育総務費	83,265	△107	83,158
	2. 小学校費	91,071	396	91,467
	3. 中学校費	134,564	396	134,960
	4. 社会教育費	109,788	△43	109,745
	5. 保健体育費	196,579	21,244	217,823
歳	合 計	8,349,614	264,537	8,614,151

第2表 地方債補正

変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
遍疎対策事業	249,500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資 金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。ただし、町財政の都合 により、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換え することができる。	249,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資 金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、その債 権者と協定するものによ る。ただし、町財政の都合 により、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換え することができる。
臨時財政対策債	40,000	〃	〃	〃	34,740	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

I 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
9. 地方特例交付金	2,600	215	2,815	
10. 地方交付税	2,600,000	11,490	2,611,490	
14. 国庫支出金	732,026	98,460	830,486	
15. 県支出金	543,660	15,264	558,924	
18. 繰入金	1,462,400	26,101	1,488,501	
19. 繰越金	30,000	112,968	142,968	

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
20. 諸収入	150,640	5,099	155,739	
21. 町債	591,800	△5,060	586,740	
歳入合計	8,349,614	264,537	8,614,151	

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				特	定	財		
国県支出金	地方債	源	源					
1. 議会費	86,575	497	87,072					497
2. 総務費	2,484,606	41,823	2,526,429	1,569	1,200		△248	39,302
3. 民生費	1,820,476	73,966	1,894,442	27,783			13,472	32,711
4. 衛生費	814,778	29,054	843,832	24,642			4,100	312
6. 農林水産業費	637,010	36,348	673,358	27,803			9,500	△955
7. 商工費	334,710	19,300	354,010	29,472			△10,200	28
8. 土木費	440,174	36,424	476,598	2,000			40,000	△5,576

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 消防費	519,199	5,239	524,438				5,239
10. 教育費	615,267	21,886	637,153	455	△1,000	19,327	3,104
歳出合計	8,349,614	264,537	8,614,151	113,724	200	75,951	74,662

2 歳入

(款) 9. 地方特例交付金 (項) 1. 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 地方特例交付金	2,600	215	2,815	1. 地方特例交付金	215	地方特例交付金	
計	2,600	215	2,815				

(款) 10. 地方交付税 (項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	2,600,000	11,490	2,611,490	1. 地方交付税	11,490	普通交付税	
計	2,600,000	11,490	2,611,490				

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2. 衛生費国庫負担金	23,569	17,125	40,694	1. 保健衛生費負担金	17,125	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 (10/10)	
計	452,423	17,125	469,548				

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	108,993	68,708	177,701	2. 緊急経済対策費補助金	68,708	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(定額)	
2. 民生費国庫補助金	47,082	4,663	51,745	2. 児童福祉費補助金	4,663	保育士等処遇改善臨時特例交付金(10/10)	
3. 衛生費国庫補助金	32,367	5,964	38,331	1. 保健衛生費補助金	5,964	循環型社会形成推進交付金(1/3) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (10/10)	1,029 4,935
5. 土木費国庫補助金	72,183	2,000	74,183	3. 土木管理費補助金	2,000	社会資本整備総合交付金(1/2)	
計	276,929	81,335	358,264				

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 総務費県補助金	781	1,864	2,645	1. 総務管理費補助金	1,864	さが未了プロジェクト事業費補助金 (1/2)	240
2. 民生費県補助金	78,888	589	79,477	2. 児童福祉費補助金	589	長崎本線沿線地域振興事業費補助金 (2/3・1/2)	295
3. 衛生費県補助金	3,863	1,553	5,416	1. 保健衛生費補助金	1,553	K I Z U K I ・看板改修支援事業費補助金 (1/2)	1,329
4. 農林水産業費県補助金	166,498	10,803	177,301	1. 農業費補助金	10,803	保育所等給食費支援事業費補助金 (10/10・1/2)	
						浄化槽設置整備事業費補助金 (1/3)	
						農業次世代人材投資事業費補助金 (10/10)	△3,000
						経営発展支援事業費補助金 (3/4)	10,803
						経営開始資金補助金 (10/10)	3,000
7. 教育費県補助金	805	455	1,260	5. 保健体育費補助金	455	SACA2024新しい大会に向けた市町準備経費補助金 (2/3・1/2)	
計	272,001	15,264	287,265				

(款) 18. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1,125	1,126	1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,125	後期高齢者医療特別会計繰入金	
2. 国民健康保険特別会計繰入金	1	1,241	1,242	1. 国民健康保険特別会計繰入金	1,241	国民健康保険特別会計繰入金	
3. 漁業集落排水特別会計繰入金	1	1,857	1,858	1. 漁業集落排水特別会計繰入金	1,857	漁業集落排水特別会計繰入金	
計	3	4,223	4,226				

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	125,178	△49,222	75,956	1. 財政調整基金繰入金	△49,222	財政調整基金繰入金	
7. 公共施設整備基金繰入金	22,100	14,400	36,500	1. 公共施設整備基金繰入金	14,400	公共施設整備基金繰入金	
9. ふるさと応援寄附基金繰入金	1,091,300	56,700	1,148,000	1. ふるさと応援寄附基金繰入金	56,700	ふるさと応援寄附基金繰入金	
計	1,462,397	21,878	1,484,275				

(款) 19. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 繰越金	30,000	112,968	142,968	1. 繰越金	112,968	前年度繰越金	
計	30,000	112,968	142,968				

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

4. 雑入	99,410	5,099	104,509	2. 雑入	5,099	障害者スポーツ振興事業委託金	4,927
計	99,413	5,099	104,512			在宅医療・介護連携推進事業委託料返還金	172

(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

7. 臨時財政対策債	40,000	△5,260	34,740	1. 臨時財政対策債	△5,260	臨時財政対策債	
8. 過疎対策事業債	249,500	200	249,700	1. 過疎対策事業債	200	過疎対策事業債	
計	591,800	△5,060	586,740				

3 歳出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明	
				特 国県支出金	補定財					一般財源
					地方債	その他				
1. 議会費	86,575	497	87,072			497	3. 職員手当 等 △113	勤勉手当		
							4. 共済費 85	共済組合負担金		
							7. 報償費 343	研修会講師謝金		
							8. 旅費 182	費用弁償		
計	86,575	497	87,072			497				

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 国県支出金	補定財源				
					地方債	その他			
1. 一般管理費	317,711	5,818	323,529			5,818	2. 給料 3. 職員手当等	一般職給 (25人→26人) 住居手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金	
4. 企画財政管理費	796,864	4,044	800,908	1,569	1,200	1,523	10. 需用費 12. 委託料 18. 負担金補助及び交付金	共済組合負担金 修繕料 サイン改修委託料	
12. 下水道等事業基金費	104	1,858	1,962			1,858	24. 積立金	下水道等事業基金積立金	
17. 山林育成基金費	52	30,498	30,550			30,498	24. 積立金	山林育成基金積立金	
計	2,319,109	42,218	2,361,327	1,569	1,200	39,697			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				財源			区分	金額	
				特定	一般財源	その他			
国県支出金	地方債	その他							
1. 税務総務費	47,760	△308	47,452		△308		3. 職員手当等	△364	勤勉手当
計	103,957	△308	103,649		△308		4. 共済費	56	共済組合負担金

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	33,379	△87	33,292		△87		3. 職員手当等	△266	期末手当 勤勉手当	△126 △140
							4. 共済費	△51	共済組合負担金	
							10. 需用費	50	消耗品費	
							17. 備品購入費	180	マイナンバーカード申請受付用備品	
計	33,379	△87	33,292		△87					

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明	
				特	財源				金額
					国県支出金	地方債			
1. 社会福祉総務費	195,146	△446	194,700			△446	3. 職員手当等 △337 扶養手当 80 住居手当 87 期末手当 △56 勤勉手当 △448		
4. 心身障害者福祉総務費	339,960	27,446	367,406			27,446	22. 償還金利子及び割引料 27,446 国庫支出金精算返納金 18,277 県支出金精算返納金 9,169		
5. 国民年金費	9,569	△100	9,469			△100	3. 職員手当等 △84 勤勉手当		
6. 総合福祉保健センター管理費	105,120	350	105,470			350	4. 共済費 △16 共済組合負担金 10. 需用費 350 修繕料		
7. 地域支援事業費	72,703	△8	72,695		172	△180	3. 職員手当等 △150 勤勉手当 4. 共済費 △30 共済組合負担金		
計	1,219,140	27,242	1,246,382		172	27,070	22. 償還金利子及び割引料 172 地域支援事業委託料返還金		

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				特 定 財 源	一般財源			
					国県支出金	地方債		
1. 児童福祉総務費	130,128	41,542	171,670	27,783	13,300	459	3. 職員手当等 △382 期末手当 △145 勤勉手当 △237	
							4. 共済費 △72 共済組合負担金	
							10. 需用費 347 消耗品費	
							11. 役務費 189 通信運搬費 120 手数料 69	
							12. 委託料 1,050 臨時給付金システム改修委託料	
							18. 負担金補助及び交付金 40,178 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金 4,241 保育所等給食費支援事業費補助金 1,137 こども応援給付金 34,800	
							22. 償還金利子及び割引料 232 国庫支出金精算返納金	
							12. 委託料 3,538 保育所運営委託料	
							18. 負担金補助及び交付金 1,644 施設型給付費負担金	
3. 児童措置費	459,559	5,182	464,741			5,182		
計	601,334	46,724	648,058	27,783	13,300	5,641		

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
				特 国県支出金	補定財源		一般財源			
					地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	81,894	912	82,806				912	988	行政事務職員報酬(会計年度任用職員・1人)	
								△6	一般職給	
								△585	扶養手当 250 通勤手当 71 期末手当 △214	
									期末手当 (会計年度任用職員) 96 勤勉手当 △737 退職手当組合負担金 △1	
								170	共済組合負担金 △43	
									共済組合負担金 (会計年度任用職員) 70 共済組合事務費 (会計年度任用職員) 6 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) 11 社会保険料 (その他・会計年度任用職員) 126	
								70	費用弁償	
								225	小児時間外診療事業費負担金	

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 国県支出金	補定財源				
					地方債	一般財源			
2. 予防費	121,685	21,906	143,591	22,060	△154	3. 職員手当 等	△154	期末手当 (再任用職員) 勤勉手当 (再任用職員)	△81 △73
						10. 需用費	2,781	消耗品費	960
								燃料費	10
								印刷製本費	1,811
						11. 役務費	1,210	通信運搬費	818
								手数料	392
						12. 委託料	18,069	新型コロナウイルスワクチン接種委託料	17,125
								健康管理システム改修委託料	944

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	一般財源		区 分	金 額	
					国県支出金	地方債			
4. 環境衛生費	114,506	6,572	121,078	2,582		4,100	△110	△156	勤勉手当
								△30	共済組合負担金
計	546,778	29,390	576,168	24,642		4,100	648	6,758	家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

1. 塵芥処理費	184,834	△336	184,498				△336	△336	梓藤地区広域市町村圏組合負担金(ごみ処理センター費)
									18. 負担金補助及び交付金
計	268,000	△336	267,664				△336		

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 定 財 源	一般財源				
					国県支出金	地方債			
1. 農業委員会費	24,075	△156	23,919			△156	3. 職員手当等	△130 勤勉手当	
2. 農業総務費	36,794	18,807	55,601	12,000	7,000	△193	4. 共済費	△56 共済組合負担金	
							10. 需用費	58 印刷製本費	
							11. 役務費	90 通信運搬費	
							13. 使用料及び賃借料	△90 タブレット用MDM利用料	
3. 農業振興費	67,802	10,803	78,605	10,803			18. 負担金補助及び交付金	19,000 原油価格・物価高騰対応事業継続支援金 (農業者)	
							18. 負担金補助及び交付金	10,803 農業次世代人材投資事業費補助金	
								10,803 経営発展支援事業費補助金	
								3,000 経営開始資金補助金	

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 定 財 源		一般財源			
				国県支出金	地方債				
7. 農地費	122,550	△116	122,434			△116	3. 職員手当 等 4. 共済費	△97 勤勉手当 △19 共済組合負担金	
計	359,655	29,338	388,993	22,803		7,000		△465	

(単位：千円)

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

1. 林業総務費	13,454	△381	13,073			△381	3. 職員手当 等 4. 共済費	△320 期末手当 勤勉手当 △61 共済組合負担金	△159 △161
計	200,469	△381	200,088			△381			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

1. 水産業総務費	72,903	7,391	80,294	5,000		2,500	3. 職員手当 等 4. 共済費 10. 需用費 18. 負担金補助及び交付金	△115 勤勉手当 △23 共済組合負担金 29 印刷製本費 7,500 原油価格・物価高騰対応事業継続支援金 (漁業者)	
計	76,886	7,391	84,277	5,000		2,500		△109	

(単位：千円)

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定財源	一般財源					
					国県支出金	地方債	その他			
1. 商工総務費	92,106	△357	91,749			△357	3. 職員手当 等	△298	勤勉手当	
2. 商工業振興 費	153,540	19,058	172,598	29,177	△10,200	81	4. 共済費	△59	共済組合負担金	
							10. 需用費	58	印刷製本費	
							18. 負担金補 助及び交 付金	19,000	原油価格・物価高騰対応事業継続支援金 (商工業者)	
3. 観光費	88,874	599	89,473	295		304	7. 報償費	70	新しい肥前鹿島駅出発式イベント参加謝礼	
							11. 役務費	15	手数料	
							12. 委託料	338	新しい肥前鹿島駅出発式イベント委託料 89 竹崎城址展望台公園周辺支障木伐採業務委託 料 249	
							13. 使用料及 び賃借料	176	車輛借上料	
計	334,710	19,300	354,010	29,472	△10,200	28				

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説 明
				特 定 財 源	一般財源				
					国県支出金	地方債			
1. 土木総務費	37,409	△3,437	33,972	2,000		△5,437	2. 給料 △3,413	一般職給 (5人→4人)	
							3. 職員手当 等 △2,832	扶養手当 △250 通勤手当 △71 期末手当 △919 勤勉手当 △944 退職手当組合負担金 △648	
							4. 共済費 △1,192	共済組合負担金 △1,182 共済組合事務費 △10	
							12. 委託料 4,000	大規模盛土造成地変動予測調査業務委託料	
計	37,409	△3,437	33,972	2,000		△5,437			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区分	金額	説明
				特 定 財 源		一般財源			
				国県支出金	地方債				
1. 道路橋梁総務費	55,578	△139	55,439			△139	3. 職員手当等	△116 勤勉手当	
3. 道路新設改良費	76,000	40,000	116,000			40,000	4. 共済費	△23 共済組合負担金	
計	337,507	39,861	377,368			40,000	14. 工事請負費	40,000 町道新設改良事業	

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

3. 消防施設費	725	5,133	5,858			5,133	14. 工事請負費	1,360 消火栓設置事業
							18. 負担金補助及び交付金	3,773 消防施設整備費補助金
4. 防災費	307,192	106	307,298			106	13. 使用料及び賃借料	106 防災行政無線通信回線利用料
計	519,199	5,239	524,438			5,239		

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特 定 財 源	地方債	その他		区分	金額	
2. 事務局費	81,703	△107	81,596				△107	3. 職員手当 等	△196	勤勉手当
								4. 共済費	△38	共済組合負担金
								10. 需用費	127	消耗品費
計	83,265	△107	83,158				△107			

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	67,009	396	67,405				396	10. 需用費	396	消耗品費
計	91,071	396	91,467				396			

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	105,071	396	105,467				396	10. 需用費	396	消耗品費
計	134,564	396	134,960				396			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	一般財源	区 分	金 額		
								国県支出金	
1. 社会教育総務費	50,624	△43	50,581			△43	3. 職員手当等	扶養手当 90 期末手当 12 勤勉手当 △319	
							4. 共済費	共済組合負担金 △60	
							10. 需用費	消耗品費 234	
計	109,788	△43	109,745			△43			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債				
1. 保健体育総務費	41,489	4,855	46,344	455		4,927	△527	3. 職員手当等 4. 共済費 17. 備品購入費	△122 勤勉手当 共済組合負担金 保健体育用備品
2. 体育施設費	61,819	16,488	78,307			14,400	2,088	10. 需用費 12. 委託料 14. 工事請負費	1,000 修繕料 1,078 町営屋内プール漏水調査業務委託料 14,410 町営屋内プール改修事業
3. 学校給食費	93,271	△99	93,172		△1,000		901	3. 職員手当等 4. 共済費	△82 勤勉手当 共済組合負担金
計	196,579	21,244	217,823	455	△1,000	19,327	2,462		

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	99 (83)[9]	142,033	366,111	297,845	805,989	146,699
補正前	99 (83)[9]	141,045	366,111	304,283	811,439	147,717
比較	0 (0)[0]	988	0	△ 6,438	△ 5,450	△ 1,018

区分	職員手当	分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
補正		後	16,232	105,132	59,579	4,556	7,272	3,469
補正		前	15,972	105,853	65,474	4,639	7,272	3,469
比較		較	260	△ 721	△ 5,895	△ 83	0	0

区分	職員手当	分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	退職手当組合負担金	
						管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
補正		後		33,549	22	585	67,449
補正		前		33,549	22	585	67,448
比較		較		0	0	0	1

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書したものと

[]内は再任用職員を外書したものと

了 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	99 [9]		349,065 [17,046]	267,228 [3,507]	616,293 [20,553]	113,317 [3,149]	729,610 [23,702]
補 正 前	99 [9]		349,065 [17,046]	273,608 [3,661]	622,673 [20,707]	114,548 [3,149]	737,221 [23,856]
比 較	0 [0]		0 [0]	△ 6,380 [△154]	△ 6,380 [△154]	△ 1,231 [0]	△ 7,611 [△154]

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
		16,232 [0]	76,181 [1,841]	58,371 [1,208]	4,556 [0]	7,272 [0]	3,311 [158]
		15,972 [0]	76,917 [1,922]	64,193 [1,281]	4,639 [0]	7,272 [0]	3,311 [158]
		260 [0]	△ 736 [△81]	△ 5,822 [△73]	△ 83 [0]	0 [0]	0 [0]

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
			33,249 [300]	22 [0]	585 [0]	67,449 [0]
			33,249 [300]	22 [0]	585 [0]	67,448 [0]
			0 [0]	0 [0]	0 [0]	1 [0]

[]内は再任用職員を外書きしたもの
再任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数見込みは9人)

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	(84) 0	142,033		27,110	169,143	30,233	199,376
補正前	(83) 0	141,045		27,014	168,059	30,020	198,079
比較	(1) 0	988		96	1,084	213	1,297

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
の	補正後		27,110				
	補正前		27,014				
	比較		96				

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	退職手当組合負担金
の	補正後					
	補正前					
	比較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの
 会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数見込みは81人)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	明	備	考
給		給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
		制度改正に伴う増減分				
職員手当	△ 6,380 [△154]	その他の増減分	扶養手当	260		
			期末手当	△ 736	[△81]	
			勤勉手当	△ 5,822	[△73]	
			住居手当	△ 83		
			退職手当組合負担金	1		
				△ 6,380 [△154]		

[]内は再任用職員を外書きしたものの

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度未及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
1. 普通債	補正前 (A)	4,511,629	590,300	520,432	4,668,133
	補正 (B)		△ 5,060		△ 5,060
	補正後 (C)	4,511,629	4,598,265	585,240	520,432
(9)その他	補正前 (A)	3,605,390	289,500	396,918	3,488,125
	補正 (B)		△ 5,060		△ 5,060
	補正後 (C)	3,605,390	3,595,543	284,440	396,918
うち臨時財政対策債	補正前 (A)	1,938,521	40,000	192,506	1,724,399
	補正 (B)		△ 5,260		△ 5,260
	補正後 (C)	1,938,521	1,876,905	34,740	192,506
うち過疎対策事業債	補正前 (A)	1,654,011	249,500	202,607	1,754,968
	補正 (B)		200		200
	補正後 (C)	1,654,011	1,708,075	249,700	202,607
合 計	補正前 (A)	4,549,699	591,800	524,600	4,738,471
	補正 (B)		△ 5,060		△ 5,060
	補正後 (C)	4,549,699	4,671,271	586,740	524,600

令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,125千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ154,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5.繰越金		1	1,125	1,126
	1.繰越金	1	1,125	1,126
歳入	合計	153,000	1,125	154,125

歳出

(単位：千円)

歳	款	項	補正前の額	補正額	計
4.	諸支出金		254	1,125	1,379
		2. 繰出金	1	1,125	1,126
歳	出	合 計	153,000	1,125	154,125

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
5. 繰越金	1	1,125	1,126	
歳入合計	153,000	1,125	154,125	

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 国県支出金	定 財 源		
					地方債	その他	
4. 諸支出金	254	1,125	1,379			1,125	
歳出合計	153,000	1,125	154,125			1,125	

2 歳入

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1	1,125	1,126	1. 繰越金	1,125	前年度繰越金
計	1	1,125	1,126			

3 歳出

(款) 4. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国県支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源	区 分	金 額	
1. 一般会計繰 出金	1	1,125	1,126				1,125	27. 繰出金	1,125	一般会計繰出金
計	1	1,125	1,126				1,125			

議案第46号

令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,253千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,444,253千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 繰越金		1	32,253	32,254
	1. 繰越金	1	32,253	32,254
歳入	合計	1,412,000	32,253	1,444,253

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		16,423	23	16,446
	1. 総務管理費	11,811	23	11,834
3. 国民健康保険事業費納付金		353,726	△14,261	339,465
	1. 医療給付費分	256,126	△10,325	245,801
	2. 後期高齢者支援金等分	66,780	△1,657	65,123
9. 諸支出金	3. 介護納付金分	30,820	△2,279	28,541
		4,278	1,241	5,519
10. 予備費	2. 繰出金	1,614	1,241	2,855
	1. 予備費	70,809	45,250	116,059
歳出	合計	1,412,000	32,253	1,444,253

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入) (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
11. 繰越金	1	32,253	32,254	
歳入合計	1,412,000	32,253	1,444,253	

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 定 財 源			
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	16,423	23	16,446				23
3. 国民健康保険事業費納付金	353,726	△14,261	339,465				△14,261
9. 諸支出金	4,278	1,241	5,519				1,241
10. 予備費	70,809	45,250	116,059				45,250
歳 出 合 計	1,412,000	32,253	1,444,253				32,253

(歳 出)

2 歳入

(款) 11. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1	32,253	32,254	1. 繰越金	32,253	前年度繰越金
計	1	32,253	32,254			

3 歳出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 国県支出金	定 財 源		一 般財源	区 分	金 額	
					地方債	その他				
1. 一般管理費	10,941	23	10,964				23	12. 委託料	23	電算システム改修業務委託料
計	11,811	23	11,834				23			

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 1. 医療給付費分 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定 財 源	一般財源		区 分	金額	
					国県支出金	地方債			
1. 一般被保険者医療給付費分	256,125	△10,325	245,800			△10,325	18. 負担金補助及び交付金	△10,325	一般被保険者医療給付費分
計	256,126	△10,325	245,801			△10,325			

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 2. 後期高齢者支援金等分

1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	66,779	△1,657	65,122			△1,657	18. 負担金補助及び交付金	△1,657	一般被保険者後期高齢者支援金等分
計	66,780	△1,657	65,123			△1,657			

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 3. 介護納付金分

1. 介護納付金分	30,820	△2,279	28,541			△2,279	18. 負担金補助及び交付金	△2,279	介護納付金分
計	30,820	△2,279	28,541			△2,279			

(款) 9. 諸支出金 (項) 2. 繰出金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債				その他	
2. 一般会計繰出金	1	1,241	1,242			1,241	27. 繰出金	1,241	一般会計繰出金	
計	1,614	1,241	2,855			1,241				

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	70,809	45,250	116,059			45,250			
計	70,809	45,250	116,059			45,250			

令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）

令和4年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,857千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,957千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出
太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	1,857	1,858
	1. 繰越金	1	1,857	1,858
歳入	合計	46,100	1,857	47,957

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		28,160	2,001	30,161
	1. 事業費	28,160	2,001	30,161
2. 公債費		17,690	1	17,691
	1. 公債費	17,690	1	17,691
3. 予備費		250	△145	105
	1. 予備費	250	△145	105
歳出合計		46,100	1,857	47,957

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
5. 繰越金	1	1,857	1,858	
歳入合計	46,100	1,857	47,957	

(単位：千円)

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特 国県支出金	定 財 源		
					地方債	その他	
1. 事業費	28,160	2,001	30,161				2,001
2. 公債費	17,690	1	17,691				1
3. 予備費	250	△145	105				△145
歳 出 合 計	46,100	1,857	47,957				1,857

2 歳入

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1	1,857	1,858	1. 繰越金	1,857	前年度繰越金
計	1	1,857	1,858			

3 歳出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特 国県支出金	定 地方債	財 その他	源		区 分	金額	
1. 一般管理費	6,243	1,806	8,049				1,806				
2. 施設管理費	12,888	195	13,083				195				
									27. 繰出金	1,857	一般会計繰出金
									10. 需用費	96	光熱水費
									11. 役務費	99	通信運搬費
											55 手数料
計	28,160	2,001	30,161				2,001				

(款) 2. 公債費 (項) 1. 公債費

2. 利子	2,263	1	2,264				1		22. 償還金利 子及び割 引料	1	起債利子 (経常的なもの)
計	17,690	1	17,691				1				

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	250	△145	105				△145				
計	250	△145	105				△145				

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費			合計	備考
		報酬	給料	職員手当		
補正後	1		3,080	2,022	5,102	6,020
補正前	1		3,080	2,073	5,153	6,071
比較	0		0	△51	△51	△51

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
補正後		198	653	485	0		0
補正前		198	653	536	0		0
比較		0	0	△51	0		0

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金
補正後			100	586
補正前			100	586
比較			0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
		給与改定に伴う増減分	昇給に伴う増加分		
給料					
職員手当	△ 51			勤勉手当 △ 51	
			△ 51		

令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

令和4年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,134千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 事業外収入		31,558	134	31,692
	3. 繰越金	3,613	134	3,747
歳入	合計	144,000	134	144,134

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		71,767	611	72,378
	1. 総務費	45,966	△389	45,577
	2. 管理費	25,801	1,000	26,801
4. 予備費		9,585	△477	9,108
	1. 予備費	9,585	△477	9,108
歳出	合計	144,000	134	144,134

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
2. 事業外収入	31,558	134	31,692	
歳入合計	144,000	134	144,134	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	71,767	611	72,378			611	
4. 予備費	9,585	△477	9,108			△477	
歳出合計	144,000	134	144,134			134	

2 歳入

(款) 2. 事業外収入 (項) 3. 繰越金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1. 繰越金	3,613	134	3,747	1. 繰越金	134	前年度繰越金	
計	3,613	134	3,747				

3 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 定	財源		区 分	金 額	
					国県支出金	地方債			
1. 総務費	45,966	△389	45,577				3. 職員手当 等	△327	期末手当 △145 勤勉手当 △182
計	45,966	△389	45,577				4. 共済費	△62	共済組合負担金

(款) 1. 事業費 (項) 2. 管理費

1. 管理費	25,801	1,000	26,801				12. 委託料	1,000	漏水調査委託料
計	25,801	1,000	26,801					1,000	

(款) 4. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	9,585	△477	9,108					△477	
計	9,585	△477	9,108					△477	

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	3		8,235	5,371	13,606	15,940	
補正前	3		8,235	5,698	13,933	16,329	
比較	0		0	△ 327	△ 327	△ 389	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	管理職手当	通勤手当
	補正後	360	1,593	1,241			48
	補正前	360	1,738	1,423			48
	比較	0	△ 145	△ 182			0

職員手当の内訳	区分	特勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金
	補正後		564	1,565
	補正前		564	1,565
	比較		0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
		制度改正に伴う増減分		
職員手当	△ 327	その他の増減分	期末手当	△ 145
			勤勉手当	△ 182
				△ 327

議案第49号

令和4年度太良町水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和4年度太良町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事業費	56,500千円	0千円	56,500千円
第1項	営業費用	46,042千円	△164千円	45,878千円
第4項	予備費	8,118千円	164千円	8,282千円

第3条 予算第6条(1)中「16,022千円」を「15,858千円」に改める。

令和4年9月5日提出

太良町長 永淵孝幸

令和 4 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説	明
1 事業費	1 営業費用		56,500	0	56,500		
			46,042	△164	45,878		
		2 配水及び給水費	19,745	△80	19,665		
		4 総係費	10,419	△84	10,335		
		4 予備費	8,118	164	8,282		
		1 予備費	8,118	164	8,282		
収益的支出合計			56,500	0	56,500		

令和 4 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

(単位:千円)

(支 出)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説	明
1 事業費		56,500	0	56,500				
	1 営業費用	46,042	△164	45,878				
	2 配水及び給水費	19,745	△80	19,665				
					2 手当等	△67		勤勉手当
					4 法定福利費	△13		職員共済費
	4 総保費	10,419	△84	10,335				
					2 手当等	△70		勤勉手当
					4 法定福利費	△14		職員共済費
4 予備費		8,118	164	8,282				
	1 予備費	8,118	164	8,282				
					1 予備費	164		
収益的支出合計		56,500	0	56,500				

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数		給与費				計	法定福利費	合計
	特別職	一般職	報酬	給料	手当	計			
補正後		2		7,883	5,637	13,520	2,338	15,858	
資本勘定支弁職員									
合計		2		7,883	5,637	13,520	2,338	15,858	
補正前		2		7,883	5,774	13,657	2,365	16,022	
資本勘定支弁職員									
合計		2		7,883	5,774	13,657	2,365	16,022	
比較		0		0	△ 137	△ 137	△ 27	△ 164	
損益勘定支弁職員									
合計		0		0	△ 137	△ 137	△ 27	△ 164	

区内	区分	扶養手当	管理職手当	期末勤勉手当	通勤手当	時間外勤務手当	退職手当組合負担金	住居手当	合計
	補正前	378		3,188	110	600	1,498		5,774
	比較	0		△ 137	0	0	0		△ 137

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
		給与改定に伴う増減分	昇給に伴う増加分		
給料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
		制度改正に伴う増減分			
職員手当	△ 137			勤勉手当 △ 137	
			△ 137		

令和4年度 町立太良病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度町立太良病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入		支出	
（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	286,421千円	10,730千円	297,151千円
第3項 補助金	1,613千円	10,730千円	12,343千円
支			
（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	323,459千円	10,730千円	334,189千円
第1項 建設改良費	256,950千円	10,730千円	267,680千円

令和4年9月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和4年度 町立太良病院事業会計予算実施計画書

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入			286,421	10,730	297,151
	3 補助金		1,613	10,730	12,343
		2 県補助金	0	10,730	10,730
資本的収入合計			286,421	10,730	297,151

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			323,459	10,730	334,189
	1 建設改良費		256,950	10,730	267,680
		2 固定資産購入費	19,410	10,730	30,140
資本的支出合計			323,459	10,730	334,189

令和4年度 町立太良病院事業会計補正予算説明書

資本的収入及び支出

(収入)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 資本的収入		286,421	10,730	297,151			
3 補助金		1,613	10,730	12,343			
	2 県補助金	0	10,730	10,730	1 県補助金	10,730	佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金 感染症患者等入院医療機関 設備整備事業 5,000 帰国者・接触者外来等設備 整備事業 5,730
資本的収入合計		286,421	10,730	297,151			

(単位：千円)

(支出)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 資本的支出		323,459	10,730	334,189			
1 建設改良費		256,950	10,730	267,680			
	2 固定資産購入費	19,410	10,730	30,140	1 器械	6,578	汎用人工呼吸器 外
					2 備品	4,152	簡易陰圧ブース 外
資本的支出合計		323,459	10,730	334,189			

(単位：千円)

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	議案上程 町長提案 議案第51号 町長の提案理由の説明
追加日程第 2	議案第51号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について
追加日程第 3	意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について

追加提出議案目録

議案第51号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記のとおり

令和4年9月16日

太良町長 永 淵 孝 幸

追加提出議案目録

意見書第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について

上記のとおり

令和4年9月16日

太良町議会議長 坂口久信

議案第51号

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和4年9月16日提出

太良町長 永淵孝幸

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年太良町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第22条の2中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

佐賀県人事委員会報告を踏まえ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置として、職員の育児参加のための配偶者出産時育児休暇の対象期間を拡大するため、太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正したいので、この案を提出する。

意見書第3号

令和4年9月16日

太良町議会議長
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	川下武則
賛成者	〃	山口一生
〃	〃	西田辰実
〃	〃	松崎近
〃	〃	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	久保繁幸

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など、社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつある。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られている。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針 2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については、2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。

- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
- 7 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
- 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
- 10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年9月16日

佐賀県太良町議会

内閣総理大臣	岸田文雄	様
総務大臣	寺田稔	様
財務大臣	鈴木俊一	様
厚生労働大臣	加藤勝信	様
内閣府特命担当大臣(地方創生担当)	岡田直樹	様
内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)	山際大志郎	様
衆議院議長	細田博之	様
参議院議長	山東昭子	様